

安城市自治基本条例を考える市民会議

2009/03/04

遂条解説(案)もっとうしたら？(気づいたこと・改善のヒント)まとめ

印は条例文(案)そのものへの意見

第1条 目的

- 解釈の指針のところをもう少し具体的に。
- 「実現することを目的と…」が分からない。
- これから、六章、七章のところから「議会」が漏れることになると思う。

第3条 定義

- 6号 町内会等、市民の市民だけではなく、近隣の市、団体、会社等も含まれるのではないかな。
- 3項 解説の初め 条例全般に使用される重要な用語(認識を共通にしておきたい)という言葉は余分でないかとおもいます。却って難しくなると思う。

第4条 市民参加と協働の原則

- 解説文が長い、かたい。もっと文を短くしてみては？

第9条 市民の責務

- 第4項の「環境」の解説で安城市が環境首都を目指していることにも触れたらどうか？

第10条 議会の責務

- 第2項 “アカウントビリティー”いらない。
第2項 原案 分かりやすく説明
修正案 分かりやすく丁寧に解説
- 議会 「開かれた議会」 審議会、検討委員会等の公開も含むことが望ましい。

第11条 議員の責務

- 研鑽に努めます。は難しいのでは。
原案 誠実かつ公正に～
修正案 誠実かつ公平公正に～

第12条 市長等の責務

- 解説には「市民の信託にこたえ」とあるが、条文にはそれらしい表現がない。

原案 誠実かつ公正に～

修正案 誠実かつ公平公正に～

全体表現

- 解説全体に「例え」(事例)があるとより伝わりやすいと思います。
- 解説…言葉が難しく分かりにくい。
「規定しています」 表現を変える
第一段階～第四段階 初めに…さいごに(or おわりに)など
解説を読むとより難しくなっているように思う。多くのことを短く説明しようとしているのではないか。長くなってもよいのでは。
- 「第1号」「(1)」のままで良いのでは。
「第1項」、「第2項」「1」「2」でよいのでは。
- 逐条解説する対象は「興味を持った市民」?
理解は「ふーん。なるほど。」?
(ゴールとターゲット)

その他

- 将来像 VISION がない(基本理念)市民が主役の基本理念 VISION がましい(目指すだけでなく)
- 町内会より市民へ申し入れは現在行われている。個人の家庭よりの要望を対応する行政の窓口受付を一本化して欲しい。
- 社会福祉という文字を入れて欲しい。 例:高齢者、障害者、母子福祉